

# 育児・介護休業法改正のポイント （うちテレワーク関係）のご案内

公布日：令和6年5月31日

テレワークに関する法改正のポイントは、以下のとおりです。

※この他の改正事項については、厚生労働省HPにてご確認ください。  
（詳細は今後、省令等で定められます）

厚生労働省HP「育児・介護休業法について」→



## ① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

・事業主は、3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関して

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 新たな休暇の付与(10日/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの  
柔軟な働き方

※ テレワーク等と新たな休暇は、  
原則時間単位で取得可とするもの。  
詳細は省令で定める。

の中から**2以上の制度を選択して措置する必要**があり、労働者は、**事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用**することができます。（※各選択肢の詳細は省令等で定められます。）

- ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
- ・事業主は、子が3歳になるまでの適切な時期に、労働者に対して制度等の周知と利用の意向を確認するために面談等の措置を講じなければなりません。
- ・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

## ② 育児・介護をする労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

（措置の対象となる労働者）

- ・ 3歳に満たない子を養育する労働者
- ・ 要介護状態の対象家族を介護する労働者

## ③ 育児のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されます

施行日：令和7年4月1日

・育児のための短時間勤務制度：事業主は、3歳未満の子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を6時間とする措置を講ずることが義務付けられています（※）。

（※）1日6時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促す。（指針）

- ・短時間勤務が困難な業務に従事する労働者について、労使協定により当該制度の適用除外とする場合に、講ずる必要がある**代替措置**にテレワークが追加されます。

# 中小企業向けセミナー 開催サポートのご案内

本事業では、中小企業の経営・DX支援に関わる団体を対象に、中小企業向けセミナー開催のためのサポートを実施しています。本事業事務局にてセミナーの設計や運営等を実施することで、皆様の負担を抑えてセミナーを開催することが可能です。積極的なお問合せ・お申し込みをお待ちしております！

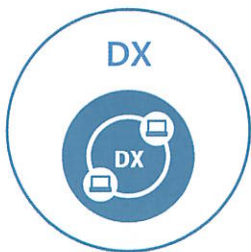
## 事業概要

厚生労働省・総務省ではテレワークを導入しようとする企業等に対し労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置し、テレワークの導入・普及を支援しており、本事業の一環としてセミナーの開催サポートを実施しております。

## セミナー概要

DXやテレワーク、採用強化等からテーマを選んでいただければ、事務局が運営主体となってセミナー実施をサポートします！また、テーマ以外でも、ご要望をお知らせいただければ、事務局にてセミナーを設計することも可能です。詳細は事務局までお問い合わせください。

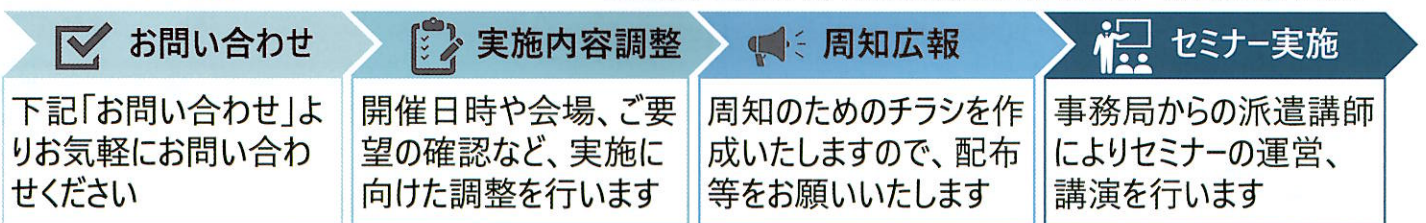
<テーマ案>



無料で各種セミナーの開催をサポートします！（企画・調整・周知・運営等）

<サポートの流れ>

※ ご要望次第で、この流れの通りにならない場合がございます



上記セミナーサポートを伴わない、皆様が運営主体となって開催するセミナーへの講師派遣のみの補助も可能です！また、講師と企業による個別相談会の開催等、柔軟に対応可能ですのでお気軽にご相談ください。

## お問い合わせ

URLまたはQRコードからお問い合わせフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

【テレワーク・ワンストップ・サポート事業 セミナー開催支援お問い合わせフォーム】

<https://forms.office.com/e/50v9BP17Vz>



### 【その他お問い合わせ】

有限責任監査法人トーマツ（総務省：テレワーク・ワンストップ・サポート事業 受託者）

電話：070-1378-7625 / Mail：tw\_support\_jimukyoku@tohmatu.co.jp